

【令和8年度】宮古市空家等利活用補助金（取得）について

次のとおり、移住者が居住のために空家を取得する場合の取得費用の一部を補助します。補助金の申請を希望される方は、以下の内容をご確認の上、宮古市都市整備課住宅政策係までお問い合わせください。

1 申請受付期間について

令和8年度の申請受付期間は、令和8年4月1日から令和8年12月25日までとします。なお、先着での受付となりますので、予算枠に達した段階で募集を締め切ることがあります。

2 補助金の交付要件について

補助金の主な交付要件は、以下のいずれにも該当する方です。

- 申請日時点で現在宮古市外に居住しており、宮古市への移住を希望される方又は宮古市に転入して3年を経過していない方
- 宮古市空家バンクに掲載している物件を購入し、当該物件に令和9年3月10日までに居住を開始し、以後10年以上居住のために活用する意思がある方

3 補助金額について

補助金の額は、以下のいずれか低い額の10/10（千円未満の端数切捨て）が対象となります。

なお、上限額は50万円となります。

- A 対象となる空家の購入費用（※土地購入費用は含みません）
- B 対象となる空家の申請日時点の直近の固定資産税課税標準額

4 必要書類

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

No	内容
(1)	補助金交付申請書
(2)	住民票謄本（世帯員全員分のもので、省略のないもの）
(3)	本人確認書類の写し（免許証やマイナンバーカードなど）

5 その他特記事項

- 物件の売買契約は、補助金交付決定後に締結していただく必要があります。
- 物件の購入後、令和9年3月10日までに当該物件に居住を開始する必要があります。

【お問い合わせ】宮古市 都市整備課 住宅政策係（直通）0193-77-5021